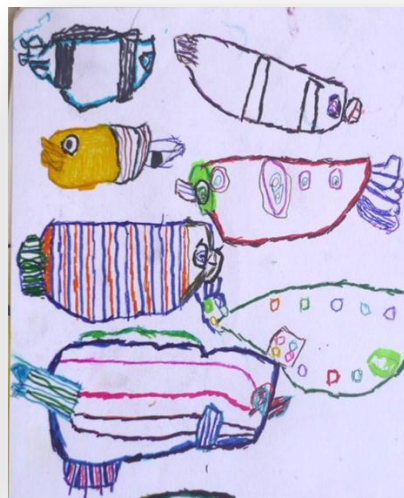


第2期八重瀬町障がい者計画及び第3期八重瀬町障がい福祉計画

うまんちゅ共生プラン



平成24年7月
沖縄県八重瀬町

○表紙デザイン

就労支援センター「野の花」：大城若菜、長嶺留美子、野辺悟、普天間文彦
(敬称略、五十音順)

はじめに

町民の皆様におかれましては、平素より八重瀬町のまちづくりに対し、ご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。

この度策定されました「第2期八重瀬町障がい者計画・第3期障がい福祉計画（愛称：うまんちゅ共生プラン）」は、障がい者計画において本町における障がい者施策の基本的な方向性を示すとともに、障がい福祉計画において障害福祉サービス・地域生活支援事業等、障がいのある町民の皆さんへのサービス見込量・提供体制等についてお示しするものです。



今日、障がい者施策は大きな転換の時期を迎えています。平成18年度から施行された障害者自立支援法は、障がいごとに複雑になっていたサービス体系の一元化や地域差の大きかったサービス提供に関して公平なサービス利用の基準を設けることなどを目指しました。しかし一方で、サービス利用に係る当事者の経済的負担の大きさなど様々な課題を抱えていました。障害者自立支援法に対する様々な議論・批判を受けて、国は障がい者制度改革に取り組みました。

この見直し議論の中において、障がいのとらえ方は「医学モデル」から「社会モデル」へと大きく変わりました。これは、当事者の身体の状態から障がいが発生するという考え方から、その人を取り巻く社会の側が障がいを作り出すという考え方への転換を指します。すなわち、障がいを軽減・解消するためには、社会のあり方を大きく変えることが重要であるということです。

障がいの有無による隔たりを無くし、全ての住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を築いていくためには、住民・事業所・行政が手を取り合って、まちぐるみの取り組みを進めていく必要があります。本計画は町における基本的な取り組みを示すものであり、また、本計画が町民各位の障がい者施策への理解を深め、取り組みへの参画の一助となることを願ってやみません。

結びに、本計画の策定にあたり調査にご協力頂いた住民各位・関係機関の皆様、計画案の審議にご尽力を賜りました策定委員会の皆様、ほかご協力を頂いた関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成24年7月

八重瀬町長 比屋根 方次

目次

はじめに

1 計画の策定にあたって	1
1-1 障がい者福祉施策の動向	1
1-2 計画の法的根拠・位置づけ・計画の対象	4
1-3 他計画との関係	4
1-4 計画の期間	5
2 八重瀬町の障がい者の概況	6
2-1 総人口	6
2-2 障がい者数	8
3 これまでの障がい者福祉施策と障がいのある人の生活・意識	12
3-1 前回計画の実施状況・課題	12
3-2 関係者ヒアリング・地域福祉計画調査等にみる現状と課題	21
3-3 住民調査にみる八重瀬町の障害のある人の生活・意識	23
3-4 八重瀬町の障がい者の現状と課題	46
4 計画の基本的な考え方	48
4-1 計画の構成	48
4-2 基本理念・基本目標・施策の方向・個別施策	48
4-3 施策の体系	50
5 障がい者計画	51
5-1 基本目標 1 汗水で築こう地域のきずな	51
5-2 基本目標 2 地域で支えよう彩りのある暮らし	54
5-3 基本目標 3 暮らし続けよう住み慣れた地域で	58
6 障がい福祉計画	64
6-1 障がい福祉計画の概要	64
6-2 障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用実績と利用見込み	67
6-3 サービス確保のための方策	77
6-4 計画の推進	78

「障害」「障がい」等の表記について

本計画書においては、法令やその条文、固有名詞等において「障害」という表記が用いられている場合、そのまま「障害」と表記しています。それ以外の部分では「障がい」と表記しています。

「障害」「障がい」の表記については、近年「障がい」の表記を用いる自治体等が増えています。また、国の障がい者制度改革推進会議での議論などにおいても、下記のようにさまざまな意見があります。

○表記の変更に肯定的な意見

「当事者が「障害」をもちいられることに不快を覚えるなら改訂すべき。」

「より適切な言葉を使うことにより、より適切な理解が広がりやすくなる。」など

○表記の変更に慎重な意見

「＜害＞を＜がい＞や＜碍＞に変えることでは問題の解決にならない。＜障害＞の標記よりも、具体的な政策の内容が重要。」

「表記を変えることも大切であるが、何よりも＜暮らしにくさ＞や＜生きにくさ＞に注目し、これを変えていくことが重要であることを付言したい。」など

本計画書においては、従来一般的に用いられてきた「障害」の表記を「障がい」とすることにより、障がいに対する住民意識を喚起するとともに、より適切な理解を促すきっかけとなることを願って、固有名詞以外では「障がい」の表記を用いることとします。